

平成 26 年度
発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業
(発達障害理解推進拠点事業)
成果報告書 (概要版)

実施機関名 (北海道教育委員会)

1. テーマ

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、本道のすべての教職員が発達障害等の特性に応じた指導・支援の在り方について研修を深めるとともに、教職員の専門性の向上を図る。

2. 問題意識・提案背景

- 本道では、平成 25 年 8 月に北海道教育委員会として独自に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の調査」結果を踏まえ、道内のすべての教職員が発達障害のある児童生徒への指導や支援の充実を図ることが喫緊の課題となっている。
- また、児童自立支援施設に併設する学校を拠点校として、二次的障害への対応に関する実践研究を深め、その成果を普及することにより、心理的な支援が必要な児童生徒への指導や支援の充実を図る必要がある。
- こうした本道の状況を踏まえ、拠点校の成果をもとに各学校で活用できる発達障害のある子どもへの指導や支援に関する「校内研修プログラム」を作成し、道教委が主催する計画研修や北海道立特別支援教育センターにおける研修講座の研修資料として情報提供するなど、本道のすべての教職員の専門性を効果的・効率的に高める必要がある。

3. 拠点校について

(1) 拠点校一覧

設置者	学校名 (ふりがなを付すこと)
美唄市教育委員会	びばいしりつさかえようちえん 美唄市立 栄 幼稚園
森町教育委員会	もりちょうりつ ようちえん 森町立 さわら 幼稚園
美唄市教育委員会	びばいしりつちゅうおうしょうがっこう 美唄市立 中央 小学校
森町教育委員会	もりちょうりつ しょうがっこう 森町立 さわら 小学校
湧別町教育委員会	ゆうべつちょうりつかみゆうべつしょうがっこう 湧別町立 上湧別 小学校

北広島市教育委員会	きたひろしましりつにし さとしょうがっこうはる か ぶんこう 北広島市立西の里小学校陽香分校
七飯町教育委員会	なな えちょうりつおおぬましようがっこうすずらんだにぶんこう 七飯町立大沼小学校鈴蘭谷分校
遠軽町教育委員会	えんがるちょうりつひがししょうがっこうのぞみ おかぶんこう 遠軽町立東小学校望の岡分校
伊達市教育委員会	だ てしりつほし おかしやうがっこう 伊達市立星の丘小学校
美唄市教育委員会	びばいしりつびばいちやうがっこう 美唄市立美唄中学校
森町教育委員会	もりちょうりつさわらちやうがっこう 森町立砂原中学校
湧別町教育委員会	ゆうべつちょうりつゆうべつちやうがっこう 湧別町立湧別中学校
北広島市教育委員会	きたひろしましりつにし さとちやうがっこうはる か ぶんこう 北広島市立西の里中学校陽香分校
七飯町教育委員会	なな えちょうりつおおぬまちやうがっこうすずらんだにぶんこう 七飯町立大沼中学校鈴蘭谷分校
遠軽町教育委員会	えんがるちょうりつえんがるちやうがっこうのぞみ おかぶんこう 遠軽町立遠軽中学校望の岡分校
伊達市教育委員会	だ てしりつほし おかちやうがっこう 伊達市立星の丘中学校

(2) 理解推進地域内の学校一覧

設置者	学校名（ふりがなを付すこと）
道内各市町村教育委員会	北海道内の小学校，中学校

4. 拠点校及び支援機関における取組の概要

<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点校の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を活用した拠点校合同研修会の実施 ・発達障害に関する教職員の専門性の向上を図るための校内研修会や公開研究会の開催 ・発達障害のある心理的な支援が必要な児童生徒の指導・支援の充実に向けたアセスメントシート（試案）の活用による児童生徒理解と学習指導への活用方法の検討 ・外部専門家（支援機関等）を活用した校内研修会の実施 ○ 支援機関の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進会議の実施 ・教育や福祉の外部専門家等を構成員とする広域特別支援連携協議会の設置 ・大阪府堺市及び高知県への調査研究の実施 ・教育や福祉の外部専門家等を構成員とする専門性向上ワーキンググループ会議の設置 ・校内研修プログラム作成会議の開催 ・「校内研修プログラム」の作成と配布 ・教育や福祉の外部専門家等を構成員とする発達障害専門性向上検討会議の設置 ・支援機関担当者，拠点校代表者を構成員とする調査研究会議の設置 ・管理職を対象としたセミナーの開催 ・拠点校の教職員を対象とした本事業に係わるアンケートの実施
--

5. 主な成果

- ・発達障害のある児童生徒への指導や支援の充実を目的とした合同研修を開催し、拠点校はもとより、参加した域内の各学校の教職員が、発達障害を含む通常の学級における学級経営や授業について理解啓発を行うことができた。
- ・拠点校では、校内研修や合同研修の実施により、教職員一人一人が行っていた支援の事例や、支援の考え方を校内での日常的な交流が進むとともに、次年度、「実践事例集」の作成に向け、積極的に事例の収集に取り組むことができた。
- ・拠点校の校内研修の取組を道教委が取りまとめた「校内研修プログラム」を作成し、道内のすべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校に配布した。
- ・「管理職セミナー」、 「全道セミナー」を開催することにより、発達障害の理解及び対応等に関する拠点校の実践について、推進地域の教職員に理解を促進することができた。
- ・拠点校への学校訪問等を行う際、平成 25 年度に北海道立特別支援教育センターが作成した研究紀要「発達障害のある心理的な支援が必要な児童生徒の理解と指導・支援の在り方に関する研究」を活用することにより、教職員の児童生徒への指導や支援の充実を図ることができた。
- ・拠点校の実践等を踏まえ、発達障害のある心理的な支援が必要な児童生徒への指導や支援に係るリーフレットを作成し、平成 27 年 3 月に北海道立特別支援教育センターWeb ページに掲載する予定である。
- ・北海道立特別支援教育センターが実施している夏季講座や冬季講座で、研究紀要の概要を説明したことにより、心理的な支援が必要な児童生徒が在籍する小・中学校、高等学校の教職員への理解・啓発を図ることができた。
- ・拠点校では、児童生徒の実態把握や施設職員との情報共有に支援機関が作成したアセスメントシート（試案）を用いたり、アセスメントシートと個別の教育支援計画の目標を一体化させたりすることにより、指導や支援の内容の充実を図ることができた。

6. 今後の課題と対応

- ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への個別の指導計画の作成など、「校内研修プログラム」を活用した研修が促進されるよう、拠点校の校内研修の事例を道内に周知する必要がある。
- ・拠点校の実践事例を集積し、実践事例発表会や実践事例集の作成などにより、広く道内の各学校に周知することにより、理解啓発を促進していくことが必要である。
- ・児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の役割や施設に併設されている学校の取組を、管理職等を対象とした研修会で説明することにより、各学校等の理解啓発を促進するとともに、発達障害のある児童生徒への指導や支援の在り方をあわせて説明することにより、理解を促進する必要がある。

7. 問い合わせ先

組織名：北海道教育委員会

- (1) 担当部署 特別支援教育課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
- (3) 電話番号 011-204-5774
- (4) FAX番号 011-232-1049
- (5) メールアドレス kitashima.kimihiro@hokkaido-c.ed.jp